限定承認公告

国籍韓国、最後の住所千葉県東金市堀上三一○番地　被相続人　亡　李　春雄

右被相続人は平成二十六年四月九日死亡し、その相続人は平成二十八年八月三十日千葉家庭裁判所八日市場支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月十六日

東京都練馬区北町二丁目三○番二七号泰徳ハイム二○一号　限定承認者　齋藤　千城

限定承認公告

本籍東京都羽村市羽中二丁目四番、最後の住所東京都羽村市羽中二丁目四番三四号　被相続人　亡　穐元　薫

右被相続人は平成二十八年二月二十三日死亡し、その相続人は平成二十八年九月六日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月十六日

東京都羽村市羽中二丁目四番三四号　限定承認者　穐元　邦子

限定承認公告

本籍三重県三重郡菰野町大字川北六一四番地、最後の住所三重県四日市市久保田二丁目六番二九号　被相続人　亡　進士　勉

右被相続人は平成二十八年三月三日に確定した失踪宣告の審判により、平成二十二年十二月三十一日死亡とみなされたので、その相続人は平成二十八年九月六日津家庭裁判所四日市支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月十六日

三重県四日市市あかつき台五丁目一六番地　三　相続財産管理人　進士　弘

限定承認公告

本籍兵庫県尼崎市東難波町四丁目二番地、最後の住所兵庫県尼崎市東難波町四丁目一番一号　被相続人　亡　杉本作保子

右被相続人は平成二十八年五月三十日死亡し、その相続人は平成二十八年九月七日神戸家庭裁判所尼崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月十六日

京都府京都市伏見区深草フチ町六番地の一九　相続財産管理人　詫間惠美子

限定承認公告

本籍三重県鈴鹿市須賀一丁目二七番地　最後の住所香川県仲多度郡多度津町大字三井七五六番地三　被相続人　亡　山路　秀敏

右被相続人は平成二十七年二月二十四日死亡し、その相続人は平成二十八年八月二十三日高松家庭裁判所丸亀支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月十六日

香川県高松市紺屋町五番地二　西山司朗法律事務所　相続財産管理人山路美千代　代理人弁護士　西山　司朗

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十八年五月七日開催の臨時総会において、出資一口の金額を一万円から一千円に減少することを決議しました。

この決議に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

以上、農業協同組合法第四十九条第二項及び第七十三条第二項の規定により公告します。

平成二十八年九月十六日

三重県いなべ市大安町丹生川中七五九番地　一　農事組合法人丹生川中農事組合　理事　葛巻　紀雄

新規信託分割の公告

株式会社りそな銀行（受託者）は、左記のとおり、平成二十八年九月十五日付で、平成二十八年十一月一日に左記一の信託を新規信託分割する旨の合意を受益者と致しましたので、公告します。

この分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

一、従前の信託の特定

（一）信託の当事者

委託者兼受益者

大阪市中央区伏見町四丁目一番一号　株式会社イー・ステート

受託者

大阪市中央区備後町二丁目二番一号　株式会社りそな銀行

（二）信託の年月日及び契約名称

平成二十六年八月二十八日付不動産管理処分信託契約（その後の変更を含む）

二、従前の信託において作成された財産状況開示資料等

右記一の信託についての、信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）第十七条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会下さい。

三、分割が効力を生ずる日以後の従前の信託及び新たな信託の信託財産責任負担債務の履行の見込み

いずれも履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については左記連絡先にご照会下さい。

四、連絡先

大阪市中央区備後町二丁目二番一号　株式会社りそな銀行　不動産営業部大阪不動産営業第二部　電話番号　○六―六二六八―一五九八

平成二十八年九月十六日

受託者　大阪市中央区備後町二丁目二番一号　株式会社りそな銀行　代表取締役　東　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金一億七千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000636/4f2e/

平成二十八年九月十六日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号　ピーピーエフエー・ジャパン・ワン特定目的会社　取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金十四億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.web-koukoku.net/c/tmk/012607/tmks012607.htm

平成二十八年九月十六日

東京都千代田区有楽町一丁目二番二号　皿倉山特定目的会社　取締役　小川　聡

訂正公告

平成二十八年八月五日（号外第一七四号）掲載の資本金の額の減少公告及び決算公告（枠組）中、「資本金の額を一千万円減少し一千万円とする」とあるは「資本金の額を一千三百万円減少し七百万円とする」の誤りにつき訂正いたします。

なお、この資本金の額の減少に対して異議のある債権者は、本訂正公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年九月十六日

宮城県仙台市若林区東九番丁五番地　株式会社エム・アイ・シー　代表取締役　渡邉　次男

訂正公告

平成二十八年九月十三日（号外第二〇二号）掲載の相続債権者受遺者への請求申出の催告中「事務所　山形県東置賜郡大字相森八一番地の八」とあるは「事務所　山形県東置賜郡高畠町大字相森八一番地の八」の誤りにつき訂正します。

平成二十八年九月十六日

扱　店

正　誤

ページ	段	行	誤	正
一三二	一	一〇	長野県中野市大字柳沢1080番地	長野県長野市南長野柳町999番地10
〃	一	一八	申立人　町田　高春	申立人　小林　和彰
〃	一	一八	催告期間満了日　平成29年1月16日	催告期間満了日　平成29年3月31日

（原稿誤り）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　九月十六日付第二〇五号二　調達第一七六号四八ページ　その二）二ページ

四ページ●同日付第二〇六号九六ページ●同日付政府　●八月一日付参会第一号（その一）一二ページ●同（

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局　電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一六四一円（本体一五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）